

第4章 重点施策

この章では、第5章と第6章の諸施策に先駆けて、まず重点施策を示します。重点施策は、府中市の環境の現況や市民による素案検討会における検討結果などを基に、第5章の諸施策を踏まえ、次の視点から特に対応が求められる環境施策を選び出しました。

【重点施策選定の3つの視点】

重要性が高い施策

緊急性が高い施策

府中市の環境の特性を生かしていくための施策（府中らしい環境として、多摩川や浅間山、^{がいせん}崖線、^{けやき並木}けやき並木などといった、古くから残る自然環境のほか、歴史的景観などの特性を生かす施策）

重点施策

1	多摩川や湧水、 ^{ゆうすい} 崖線や浅間山などからなる 「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。
2	府中市のランドマーク「馬場大門けやき並木」や「大国魂神社」 などの歴史的景観を保全します。
3	歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくりを進めます。
4	ダイオキシン類など、有害化学物質対策を推進します。
5	10年間でごみの50パーセント削減を目指します。
6	自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、 二酸化炭素排出量の削減に努めます。
7	農地を保全し、農業と調和のとれたまちづくりを進めます。
8	校庭の芝生化（草地化）などを進めるとともに、 学校のエコスクール化100パーセントを目指します。
9	すべての市民が自然とふれあい、環境学習に取り組む仕組みをつくります。
10	市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政とのパートナーシップを築きます。

なお、各重点施策に関連する個別目標を【関連施策】として記載しました。下段の関連施策の数字は、第5章の個別目標の番号となっています。

重点施策 1

多摩川や湧水、崖線や浅間山などからなる 「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。

多摩川や用水、湧水などの水辺、また崖線や浅間山などの緑地は、府中市の代表的な自然環境です。特に多摩川は、自然を育む重要な拠点であると同時に、私たちにうるおいや安らぎを与え、自然の豊かさや大切さを教えてくれる場でもあります。また、市内の水道水は約40%を地下水に頼っており、私たちは豊かな地下水に支えられて日常生活を送っています。



多摩川の水辺

しかし、都市化により用水路の大部分は暗きょ化され、水辺環境の減少や湧水の枯渇、地下水位の低下も懸念されています。また、多摩川では、BODが依然として一部環境基準を達成しておらず、地下水においては、市の観測井戸でトリクロロエチレンの濃度が、平成13年度に急激に上昇するなど、汚染状況はまだ改善されていません。

そこで、次世代に豊かな水と緑の環境を引き継ぐため、多摩川や用水路、湧水などの水質や水辺環境を保全し、崖線や浅間山などの貴重な緑地を保全するとともに、多摩川や浅間山などを緑道などで結ぶことで、水と緑のネットワーク化を図り、市内の生態系を保全する施策を実施します。

そこで、次世代に豊かな水と緑の環境を引き継ぐため、多摩川や用水路、湧水などの水質や水辺環境を保全し、崖線や浅間山などの貴重な緑地を保全するとともに、多摩川や浅間山などを緑道などで結ぶことで、水と緑のネットワーク化を図り、市内の生態系を保全する施策を実施します。

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

水や緑などの自然環境を調査し、そのデータを蓄積するとともに活用します。
崖線（がいせん）の緑と湧水を保全します。
用水路など水辺環境の整備を行い、多摩川の整備に関しては国へ要請します。
雨水浸透施設や透水性舗装の導入などにより、雨水の地下浸透を推進します。
緑地を保全し、多摩川や浅間山などを緑道などで結び、水と緑のネットワーク化を図ります。

< 市民 >

自然環境調査に参加するなど、水や緑の現況の把握に努めます。
崖線（がいせん）の緑を守ることに努めます。
雨水の地下浸透や節水に努めます。
屋上や庭などの緑化に努めます。

< 事業者 >

自然環境調査に参加するなど、水や緑の現況の把握に努めます。
崖線（がいせん）の緑を守ることに努めます。
雨水の地下浸透や節水に努めます。
屋上や敷地など事業所における緑化に努めます。

【関連施策】

（カッコ内の数字は、第5章の個別目標の番号）

- | | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| (1) 豊かな自然の維持・回復 | (2) 新たな自然の創出 | (3) ふれあいの場の整備 |
| (7) 水環境の保全 | (12) 水資源の有効利用 | (15) 環境学習の推進 |

重点施策 2

府中市のランドマーク「馬場大門けやき並木」や 「大国魂神社」などの歴史的景観を保全します。

府中市の中心部にある馬場大門けやき並木は、国の天然記念物に指定されています。また、このけやき並木とそれに続く大国魂神社本殿は、東京都により景観上重要な歴史的建造物などとして選定されています。

このように、馬場大門けやき並木や大国魂神社などは、歴史的な景観として府中市を印象づける存在であり、まちのランドマーク となっているとともに、私たち市民が大切にしていきたい府中らしい景観となっています。

そこで、これらの歴史的景観を末永く保存していくための施策を実施し、長い歴史と伝統のあるまち府中にふさわしい、歴史的景観の保全に努めます。



馬場大門けやき並木

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

馬場大門けやき並木の樹木診断を定期的実施します。

馬場大門けやき並木や大国魂神社などの歴史的景観を市民参加で保全します。けやき並木通りへの自動車の乗り入れの抑制について、多角的に配慮しながら検討します。

馬場大門けやき並木や大国魂神社周辺の放置自転車対策や美化活動などを推進します。

< 市民 >

けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるとともに、放置自転車対策や美化活動など、馬場大門けやき並木や大国魂神社などの歴史的景観の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

< 事業者 >

けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるとともに、放置自転車対策や美化活動など、馬場大門けやき並木や大国魂神社などの歴史的景観の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

ランドマーク/地域空間のなかで、人々が自分のいる位置を確認するための目印となる目標物をいう。高い山や、大木、海や湖沼など自然のものや、従来から存在する古い施設や高層建築物がランドマークとされていることが多い。

【関連施策】

(かっこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- (1) 豊かな自然の維持・回復
- (5) うるおいのある景観の保全
- (15) 環境学習の推進

重点施策 3

歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくりを進めます。

自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音などの公害は、府中市でも顕著になっています。自動車の使用は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの排出による健康被害の発生のほか、二酸化炭素を排出し地球温暖化を促進させるなど、地球環境へも大きな負荷を与えています。

そこで、自動車利用の減少に向けて、バス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進するとともに、自転車利用や歩行を促進することが必要です。そのため、低公害バスによるバス路線網の整備を進めるとともに、歩行者と自転車が共存しながら通行できる、ゆとりある空間を創出します。そして、自動車を利用するよりも、まちの風景や四季の移り変わりを心地よく感じ、歩くことや自転車に乗ることが楽しいまちを目指します。



府中多摩川かぜのみち

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

自転車都市宣言を行います。

自転車レーンの整備を検討します。

自転車駐車場の整備など放置自転車対策を強化します。

ノーカーデー、コミュニティゾーン 形成事業、公共交通機関の改善などを推進し、自動車利用を抑制するとともに、自転車利用や歩行を促進します。

市民の憩いのプロムナード となる緑道、自転車や歩行者のための市内回周道路を整備します。

< 市民 >

自転車は放置せず、自転車駐車場に正しく駐車するように努めます。

ノーカーデーの実施に協力します。

自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。

< 事業者 >

放置自転車対策に協力します。

店舗などでの、自転車駐車場の設置に努めます。

ノーカーデーの実施に協力します。

自動車通勤を控えるように努めます。

コミュニティゾーン/自動車の通行を制限する区域のことで、住宅地などに設定される。道路に狭さく部やハンプ(凸部)を設置するなど、自動車のスピードを物理的に抑える対策がとられる。

プロムナード/遊歩道、散歩道のこと。

【関連施策】

(かっこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- | | | |
|--------------|----------------|------------------|
| (2) 新たな自然の創出 | (4) 都市基盤の整備 | (5) うるおいのある景観の保全 |
| (6) 大気環境の保全 | (11) 省エネルギーの推進 | |

重点施策 4

ダイオキシン類など、有害化学物質対策を推進します。

化学物質の中には、その製造、使用、廃棄の過程で環境に排出され、拡散・蓄積することによって環境汚染をもたらすものがあります。最近では、有害化学物質のひとつであるダイオキシン類が、環境問題としてしばしば取り上げられるようになり、市民の関心が高まっています。

化学物質には、低濃度でも長期にわたる影響が懸念されるもの、複合的に影響を及ぼすものなどがあるため、予防的な見地から、人や生物に有害な影響を与える懸念を回避する対策を進める必要があります。

そのため、大気や水質、地下水、土壌の汚染状況を調査するとともに、ダイオキシン類対策を中心に、有害化学物質による環境汚染を防止する対策を進めます。

市では有害化学物質対策として焼却炉や野焼きに対する指導、ごみ減量対策や、PCBなどに関する情報提供などを行っています。また、排出源である事業者は、適切な管理や市民への情報公開を行うなどリスク管理に努めるとともに、環境汚染の防止に取り組むことが必要です。



大気中ダイオキシン類の調査

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度の測定結果の公表を東京都に要請します。
大気、水質、地下水、土壌のダイオキシン類などによる汚染状況を調査し、結果を公表するとともに、汚染防止のための対策を推進します。
有害化学物質に関する情報を収集・整理し、提供します。
小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止について指導を徹底します。
ごみの適正処理の指導を徹底します。

< 市民 >

ダイオキシン類などの有害化学物質に関する意識啓発に努めます。
ダイオキシン類を発生させる小規模焼却炉の使用や野焼きは行いません。
ごみの減量に努めます。

< 事業者 >

ダイオキシン類などの有害化学物質に関する意識啓発に努めます。
ダイオキシン類を発生させる小規模焼却炉の使用や野焼きは行いません。
ごみを適切に処理するとともに減量に努めます。

【関連施策】

(かっこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (7) 水環境の保全 | (8) 土壌の環境保全や他の公害対策 |
| (9) 有害化学物質汚染の防止 | (14) ごみの適正処理 |

重点施策 5

10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

ここ数年、資源化量の増加などでごみの埋立量は減少していますが、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場の埋立終了後は、新たな処分場の確保が困難となっており、ごみの削減は急務となっています。

現在、府中市で排出されているごみのうち、生ごみは可燃ごみの約53パーセントを、またプラスチック類は不燃ごみの約43パーセントを占めており、これらの重点的な減量が必要です。そのため、発生抑制や再利用、リサイクルなどによって大幅にごみを削減する必要があります。

そこで、生ごみのたい肥化、プラスチックごみの資源化などにより、10年間でごみの50パーセント削減を目指します。



リサイクルセンターでの
ペットボトルの選別作業

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

- ごみ減量に関する対策の普及・啓発を進めます。
- ごみの分別を徹底し、資源ごみの再利用とリサイクルを推進します。
- 家庭や事業所における生ごみのたい肥化への取組を推進します。
- 落ち葉やせん定枝をたい肥化し、市民や農家へ還元します。
- 商店街のごみの発生抑制施策の推進や、エコ優良店の認定などを行います。
- リサイクル製品に関する情報を提供します。
- グリーン購入に関する情報を提供します。
- リサイクル活動団体などを支援します。
- 新たなごみ減量の仕組みづくりを研究します。

< 市民 >

- 買物では、過剰包装を断るなど、ごみになるものを持ち帰らないように努めます。
- ごみの発生を抑制し、リサイクルできるものをきちんと分別するように努めます。
- 生ごみを減量するため、料理方法の工夫や水切りの徹底、たい肥化などに努めます。
- グリーン購入やリサイクル活動に努めます。

< 事業者 >

- 簡易包装の推進や商品計画の見直しなどにより、ごみの発生抑制に努めます。
- 事業所から排出される生ごみのたい肥化に努めます。
- 再生利用が可能な製品や、長期間使用ができる製品づくりに努めます。
- 分別しやすいような製品の表示に努めます。
- 商店街や大規模店舗におけるごみ減量やリサイクルの推進に努めます。
- オフィス町内会 によるごみの資源化に努めます。

グリーン購入 / 製品やサービスを購入するときにその必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

オフィス町内会 / 地域の中小事業者が協力し、事業所から出るごみを効率よく回収、リサイクルする方法。参加する事業所から排出される紙ごみなどを、共同でチャーターしたトラックで定期的に回収するため、

【関連施策】

(かつこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- (13) リサイクル・ごみ減量の推進 (14) ごみの適正処理 (15) 環境学習の推進

重点施策 6

自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、 二酸化炭素排出量の削減に努めます。

近年の環境問題において、自動車の増加などによりエネルギーの消費量が増大し、二酸化炭素量が増加したことによる地球温暖化は、世界的な緊急課題とされています。平成9年(1997年)に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)で、わが国が二酸化炭素などの温室効果ガスの削減について厳しい目標を課せられたことから、その達成に向けて行政のみならず、市民、事業者一人ひとりが責任と自覚を持って速やかに取り組む必要があります。



リサイクルセンター屋上 太陽光発電設備

そこで、エネルギーを効率的に使用するほか、太陽光や太陽熱、風力などの自然エネルギー利用を推進し、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素の排出抑制に取り組みます。

また、緑化による二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和にも取り組みます。

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

自然エネルギーや省エネルギーに関する情報の収集と提供を行い、相談窓口を開設します。

市の施設に省エネルギーモデル建築を導入します。

市所有の自動車に低燃費・低公害自動車を導入するとともに、自動車利用の抑制やアイドリングストップなどに努めます。

太陽光発電や太陽熱利用、風力発電などの自然エネルギー利用を啓発・支援するとともに推進します。

緑地を保全するとともに、施設内敷地や屋上などの緑化を推進します。

< 市民 >

環境家計簿をつけるなど、電気やガスなどの節約に努めます。

省エネルギー型製品の使用や、省エネルギー型建物構造への転換に努めます。

マイカー利用を自粛し、利用の際はアイドリングストップなどに努めます。

自転車や公共交通機関の利用に努めます。

庭や屋上、ベランダなどの緑化に努めます。

< 事業者 >

省エネルギー技術に関する理解を深め、省エネルギー行動の実践に努めます。

省エネルギー型設備の使用や、省エネルギー型建物構造への転換など省エネルギーの実践に努めます。

自動車利用の抑制やアイドリングストップなどに努めます。

事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

省エネルギーモデル建築 / 高断熱、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などの設備を取り込んだ建築

【関連施策】

(かっこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

(11) 省エネルギーの推進

(17) 地球市民としての行動推進

重点施策 7

農地を保全し、農業と調和のとれたまちづくりを進めます。

市内には、四谷・日新町をはじめ、まだ多くの農地が残されています。農地は、農作物を生産する場としてだけでなく、緑地としても貴重な存在となっています。

また、農地での自然とのふれあいは、私たちにやすらぎと心の豊かさを与えてくれます。

しかし、農業後継者の減少などにより、農地の保全や農業の存続は年々難しくなっています。そこで、農地を保全し、農業と調和をとりながらまちづくりを進める施策を実施します。



【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

農地の保全のため支援制度を見直すとともに、市民農園の利用を推進します。
地元農産物の学校給食などでの利用を推進します。
田畑などのふるさと風景を調査し、良好なものを保全地域に指定します。
水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の保全と復元を進めます。
農業後継者と援農ボランティアを支援します。

< 市民 >

地元農産物を家庭で使用するよう努めます。
水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の保全と復元に協力します。
援農ボランティアや農地トラストなどの推進に努めます。

< 事業者 >

地元農産物の事業所での利用に努めます。
農業者は有機農業などの実践に努めます。
水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の保全と復元に協力します。
農業について広く市民の理解を得るため、市民が農業にふれる機会の確保に努めます。

援農ボランティア/農繁期などに、働き手の足りない農家の仕事を一般市民がボランティアで援助する仕組み
農地トラスト/農地について、寄付金などにより買い取り、または寄贈、遺贈などで取得し、保全・維持・管理・公開することで、次世代に残していくことを目的とした市民運動

【関連施策】

(カッコ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

(1) 豊かな自然の維持・回復 (3)ふれあいの場の整備 (5) うるおいのある景観の保全

重点施策 8

校庭の芝生化(草地化)などを進めるとともに、 学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

近年、身近な自然の減少による子供たちの成長や心身の健やかさへの影響が懸念されています。また、環境問題の解決には、学校での環境教育が大変重要であり、自然環境の復元には、地域に一定間隔で配置されている学校の持つ役割は大きなものとなっています。

一方、学校の校庭から砂じんが巻き上がることもあります。



そこで、子供たちが自然にふれあう機会を増やすとともに、砂じんの発生を抑制するため、モデル校を選定し校庭の芝生化(草地化)を進めます。また、将来を担う子供たちが、毎日の学校生活の中で環境を保全する意識や行動を身に付けられるよう、ビオトープの設置、自然エネルギーや雨水の利用などの環境に配慮した取組を導入することにより、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

モデル校を選定し、校庭の芝生化(草地化)を推進します。
学校の環境対策を進めます。

- ・省エネルギーの推進や自然エネルギーの導入
- ・節水対策の推進や雨水利用、雨水地下浸透の推進
- ・ビオトープの設置や、緑化の推進

学校の環境保全活動を支援します。

- ・ごみの減量化や資源ごみの再利用、リサイクルの推進
- ・給食の生ごみのたい肥化や自然環境調査の実施

< 市民 >

モデル校での校庭の芝生化(草地化)や学校のビオトープの設置・管理などに協力します。

< 事業者 >

モデル校での校庭の芝生化(草地化)や学校のビオトープの設置・管理などに協力します。

ビオトープ/「生息場所」または「住みか」を表すドイツ語の造語(バイオ=生き物、トープ=場所)で、野生生物の生息空間を意味する。

エコスクール/環境に配慮した学校のこと。節電・節水や自然エネルギーの利用、ビオトープの設置、環境学習など、環境保全に関する取組を行っている学校を指す。

【関連施策】

(かっこ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- | | | |
|--------------------|----------------|---------------|
| (1) 豊かな自然の維持・回復 | (2) 新たな自然の創出 | (3) ふれあいの場の整備 |
| (5) うるおいのある景観の保全 | (11) 省エネルギーの推進 | (12) 水資源の有効利用 |
| (13) リサイクル・ごみ減量の推進 | (15) 環境学習の推進 | |

すべての市民が自然とふれあい、 環境学習に取り組む仕組をつくります。

子供のころから自然にふれたり親しむことは、自然に対する豊かな感性や、環境を大切にすることを育てることにつながります。また、子供たちと自然とのふれあいを共有し、生き生きと快適でうるおいのある暮らしを送ることが、大人たちにも必要となっています。

私たち一人ひとりが、さまざまな環境問題について理解し、環境を保全する行動を実践して行くことが、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するために必要です。

そこで、地域や家庭などにおける自然観察会や野外体験学習を推進するなど環境学習に関する施策を推進します。



平成14年度 府中市環境学習講座

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

市民や事業者の参加による動植物などの自然環境や生活環境を調査し、そのデータを蓄積・活用します。

環境学習の場としての水辺の整備や、ふるさとの小川再生など、親水空間の整備を進めます。

市民の参加を求め、ビオトープの設置や管理、緑地の環境改善活動を推進します。自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動を実施します。

環境学習を推進していくための拠点を整備し、環境に関する情報を収集・整理・提供します。

環境学習のリーダーなどを育てる環境学習を推進します。

< 市民 >

自然環境調査や生活環境調査に協力します。

ビオトープの設置・管理や緑地の環境改善活動に協力します。

庭やベランダへのビオトープの設置など、生物の生息・生育環境づくりに努めます。

自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動に協力します。

環境学習活動に協力します。

< 事業者 >

自然環境調査や生活環境調査に協力します。

事業所内の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

農地の保全や自然環境の整備に協力します。

ビオトープの設置・管理や緑地の環境改善活動に協力します。

環境学習活動に協力します。

【関連施策】

(カッコ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

- (3)ふれあいの場の整備 (15) 環境学習の推進 (16) 地域の環境保全活動の推進
(17) 地球市民としての行動推進

市民や事業者、大学などの教育研究機関と 行政とのパートナーシップを築きます。

環境基本計画を確実に推進するためには、市民、民間団体、事業者と行政の各主体が連携し、それぞれの立場から知恵を出し合い、良好なパートナーシップのもとで計画に基づく取組を着実に推進する必要があります。

また、市内には環境に関連する研究が盛んな東京農工大学や東京都立農業高校があり、これら教育研究機関と連携することにより、さらに環境保全への取組を推進する必要があります。

そこで、市民、民間団体、事業者、大学などの教育研究機関と行政とが良好なパートナーシップを築き、協働していくための施策を展開します。



東京農工大学農学部

【主な施策や取組の方向】

< 行政 >

環境保全活動の支援センターを設置し、情報の収集や提供、環境保全活動の実践などの支援を行うとともに、各主体が意見を交換する協議会を設置します。東京農工大学や東京都立農業高校との連携を推進するとともに、市民の参加を求めて自然環境調査や生活環境調査を実施します。

< 市民 >

環境保全活動の支援センターの運営や各主体間が意見を交換する協議会に協力するとともに、自らの環境保全行動の実践に努めます。
自然環境調査や生活環境調査に協力します。

< 事業者 >

環境保全活動の支援センターの運営や各主体間が意見を交換する協議会に協力するとともに、自らの環境保全行動の実践に努めます。
自然環境調査や生活環境調査に協力します。

【関連施策】

(カッコ内の数字は、第5章の個別目標の番号)

(18) 広域連携の推進

(19) 行政・市民・事業者の連携